

### Ⅲ 各センターの主要・重点事業

#### 第1 横浜市総合リハビリテーションセンター運営事業

横浜市総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）は、年齢や障害の種別を問わず、関係機関・施設と連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた最適なリハビリテーション計画を策定し、実施します。

リハセンターが横浜市の障害児・者リハビリテーションの中核施設として担うべき役割を、将来ともに的確に実践していくために、あらためてリハセンターの持つ様々な専門的機能を「総合力」として結集し、各事業・サービスを高い「品質」で提供できるよう努めます。

今年度は、第3期指定管理期間の中間年であり、第三者評価を受審することになります。指定管理選定時に策定した目標の取組状況等を確認しながら対応します。

##### 1 中途障害対策部門

主に脳血管障害や事故の後遺症による障害や難病の方を対象に、相談、診療・訓練、社会参加支援、企画開発研究、地域サービス等のサービスを総合的に実施します。近年増加している高次脳機能障害の方に対しては、高次脳機能障害支援センターを中心に、関係部署が密接に連携したサービスを実施します。中途障害対策部門における今年度の重点事業は、以下の3項目です。

- リハセンターのサービス利用後のモニタリングを充実させます。特に、就労後の定着支援のために、ラポールや関係部署と連携して、新しいプログラムを開発します。【新規】
- ロボット等を用いた新しいトレーニングプログラムを策定し、脳損傷による片麻痺者を中心として、上肢機能や歩行能力の向上を図ります。また、企業、大学、他機関・施設と連携して、ロボット技術を活用した福祉用具の共同開発や効果的な利用のための技術開発を行います。【拡充】
- 障害者総合支援法の改正により、高次脳機能障害の方に特化した生活訓練サービス事業の対象者が拡大することが予想されます。プログラム構成や内容の見直し・充実を図ります。【拡充】

##### (1) 総合相談

- リハセンターの障害者総合支援法指定施設(障害者支援施設・就労支援施設)の利用希望者に対し、指定特定相談事業所として障害福祉サービス等利用の計画相談を開始し、円滑なサービスの提供を行います。【新規】
- 当センター障害者支援施設で行っている、高次脳機能障害の方に対する機能訓練サービス事業及び生活訓練サービス事業について、障害者総合支援法の改正により、両事業が障害の区別なく同じ場で行うことが可能になることから、柔軟に活用ができるよう利用調整を行います。【拡充】

## (2) 診療・入院・訓練

- 体組成分析装置を用いて利用者評価を行い、生活習慣の改善に役立てます。また、ラポール利用者への応用についても検討します。【新規】
- 脳損傷後の上肢機能改善目的での短期入院等、新たなニーズに対応しながら入院機能を拡充します。【拡充】
- 脳卒中片麻痺者や脳性麻痺児・者に対するボツリヌストキシン療法や HANDS 療法、ロボットを用いた上肢機能改善のプログラム、歩行支援ロボット等を用いた積極的な歩行トレーニングプログラムの充実を図ります。【拡充】
- 高次脳機能障害に対して、自立支援部門と連携し、社会参加や就労等、生活の再構築に向けた集団プログラムを実施します。また、プログラムの効果判定と新たなプログラムの開発を行います。【拡充】

## (3) 社会参加支援

### ア 障害者支援施設

(定員 施設入所支援 30 人、機能訓練サービス 30 人・生活訓練サービス 6 人)

- 機能訓練サービス事業については、障害者のライフステージ毎の変化に応じた様々なニーズに対し、就労支援施設等と連携して地域生活及び就労への移行に向けたシームレスなプログラム展開や支援を行い、利用者の生活設計の構築及び再構築を支援します。具体的には、機能訓練事業と就労移行支援事業の併行利用や、機能訓練事業から就労移行支援事業までを一つのコースとして対外的に広報活動を展開することで、多様な社会参加や就労希望のニーズに対応します。【拡充】
- 生活訓練サービス事業における、高次脳機能障害者に対するプログラムについて、障害者総合支援法の改正内容を確認しながら、高次脳機能障害支援部門と連携して事業の再設計を行うとともに、関係機関への周知による利用の拡大を図ります。【拡充】
- 機能訓練・生活訓練の両事業において、リハセンター内の発達障害対策部門を含む各部署、ラポールと連携し、社会生活や就労に向けた準備としての身体障害児への支援プログラムや、地域で生活する障害者へのアウトリーチ、再アセスメント、モニタリングの役割を含めたフォローアッププログラムの検討等を行い、リハセンターの総合機能を活用した、ライフステージに対応したプログラム提供方法を検討、実施します。【拡充】

### イ 就労支援施設 (定員 30 人)

- 就労後の定着支援については、既存のサービスをベースにししながら、働き続けるために必要な力(体力・耐久力、健康・栄養管理、機能維持、余暇活動等)をつけるためのプログラムを、ラポールや関係部署と連携し、開発します。【新規】
- 中途障害者の復職支援ニーズに応えるため、関係機関との連携を強化します。就労支援施設への移行に際しては、障害者支援施設との併行利用も活用し、一体的に支援します。【拡充】
- 本就労支援施設の取組内容や特色について、ホームページや研修で分かりやすく周知し、就労ニーズのある本人、関係機関への周知を図ります。【拡充】

#### ウ 職能評価開発事業（職能訓練コース：定員 10 人）

- 職業相談や職能検査・評価実習の役割を検証するとともに、職能評価報告書の内容や表記方法等の見直しを行い、障害が作業に及ぼす影響について、より分かりやすい内容に変更します。【拡充】
- 単独で求職活動が行えるよう、求職活動に必要なノウハウ等を提供する期間限定のプログラムを開発・試行します。【新規】
- ハローワーク等と連携し、障害者雇用の促進に向けて、企業に対する障害者理解と受入れ時に必要な業務の切り出し等の支援を積極的に実施します。【拡充】

#### (4) 企画開発研究

##### ア 補装具製作施設

- 昨年度に開設した補装具等製作事業者連絡会を活用し、補装具クリニックのスムーズな運営や補装具製作室の環境整備、補装具制度の共有等を推進します。【拡充】
- 地域療育センターを含む各補装具クリニックの運営担当者と更生相談所で構成されるクリニック検討委員会や委員会のメーリングリストを活用し、補装具クリニック運営上の問題意識の共有を図ります。今年度は、クリニック運営マニュアルの整備を行います。【拡充】

##### イ 企画開発研究事業／横浜市障害者・高齢者住環境整備事業

- 企業、大学、他機関・施設と連携してロボット技術を活用した福祉用具の共同開発、臨床評価を推進し、効果的な利用のための技術開発を行います。また、施設、在宅等への福祉用具の導入支援を推進し、導入方法や導入による効果測定手法の検討等を行います。【拡充】
- 社会参加支援、パラリンピック支援、発達障害者支援等に役立つ福祉用具の工夫や開発に取り組みます。【拡充】
- リハセンター各部署、ラポール、地域療育センター等と連携し、福祉用具・住宅改修等のニーズに応じて、当事業でできる技術支援内容の周知、サービス利用者への支援、スタッフへの技術支援と新たな製品開発や共同研究を推進します。【拡充】

#### (5) 地域サービス

##### ア 地域・在宅巡回事業／横浜市福祉機器センター運営事業

- 在宅障害者、特に、難病者の早期対応・継続的支援の実践のため、リハセンターの機能の活用と地域支援者との連携を軸に、支援体制の構築を強化します。昨年度までは筋萎縮症側索硬化症を中心に取り組んできましたが、今年度は、昨年度までの成果をもとに、疾患別の支援方法の構築に向け、一次支援者との連携強化を行います。【拡充】
- 高次脳機能障害者の安定した在宅復帰に向け、在宅リハビリテーション機能を活用し、一次支援者、医療機関等との連携のもと、支援体制の構築を進めます。【拡充】

#### (6) 横浜市高次脳機能障害支援センター運営事業

- 横浜市障害者プランに基づき、高次脳機能障害専門相談事業を軸に、身近な相談体制の構築に努めるとともに、今年度は、全 18 区での高次脳機能障害専門相談事

業の実施と相談体制の拡充に取り組みます。【拡充】

- 昨年度に引き続き、高次脳機能障害の方に特化した生活訓練サービス事業の運営を自立支援部門と連携して実施します。障害者総合支援法の改正を視野に、対象の拡大やプログラム内容の充実等に取り組み、高次脳機能障害による生活、就労の課題に対して支援を行います。【拡充】

## 2 発達障害対策部門

発達障害児を対象に、港北区に在住する小学生までの児童を対象とした「地域療育センター機能」と、横浜市全域の難聴児及び中学生以上の児童を対象とした「中核センター機能」を担当し、相談、診療・訓練、集団療育、地域サービス等のサービスを総合的に実施します。発達障害対策部門における今年度の重点事業は、以下の3項目です。

- 発達障害児の利用の増加に伴い、集団療育の対象児が増加していることや、共働き世帯の増加等、社会情勢の変化にも対応するため、児童や家庭の状況、ニーズに合わせた新たな療育サービスを試行します。具体的には、地域生活が主体となる児童に対して、療育と地域支援を両輪に据えたクラスを設置し、サービスを提供します。【新規】
- 難聴児の早期発見や人工内耳装用児の増加により、難聴療育のニーズが増加、変化していることから、難聴療育のシステム再編に向けた検討を行います。【新規】
- 障害の種別に関わらず、成人期を見据えた発達支援・家族支援サービスの充実を図ります。【拡充】

### (1) 地域療育センター機能

#### ア 相談

- 発達障害者支援法における発達障害が広く知られるようになってきていることや両親が就労している世帯の増加、低年齢での利用希望の増加、民間児童発達支援事業所の増加等、社会情勢の変化や地域の状況を踏まえたうえで、ニーズの多様化に対応できる相談支援体制を整えます。【拡充】

#### イ 診療・訓練

- 増加する発達障害児に対する谷間のないサービスを目指します。特に、初診年齢の低年齢化傾向に対応して、2歳児から利用できる集団プログラムや多様化する利用者の家庭状況に配慮し、短期間、低頻度に凝縮したグループ等、オリエンテーションプログラムのバリエーションを増やし、年間対応枠も拡大します。【拡充】

#### ウ 集団療育

【平成30年度4月のクラス体制】

	クラス数	グループ数	利用人数	日々利用児数
医療型児童発達支援	2クラス	3グループ	21人	10.0人
児童発達支援(知的)	5クラス	8グループ	72人	35.0人
ぴーす新横浜	4クラス	8グループ	43人	9.3人

## ＜児童発達支援＞(就学前の児童を対象)

### (7) 医療型児童発達支援 (定員 40 人)

- 肢体不自由児の自発的運動経験を広げるために、ラポールと連携して、年間を通じたプールプログラムを実施します。【新規】
- 肢体不自由児の場合、重症心身障害児や要医療重症児から精神運動発達遅滞児(PMR)まで、障害像が様々でかつ少人数のため、同じ課題を持つ児童を同じ頻度で集団化することが難しい状況です。今年度は、週 5 日クラスの中に、週 2 日・週 3 日の頻度の児童が混在し、かつ状態像も重症心身障害児から歩行獲得児まで、ばらつきのあるクラスを設置するため、クラス運営を柔軟に行います。【拡充】

### (4) 児童発達支援(知的) (定員 30 人)

- 新規に取り組む地域支援を主体とする週 1 日療育については、利用児の地域生活が安定するように保育所・幼稚園との連携を強化するとともに、保護者支援を充実させます。【新規】
- 従来からの通園施設は、今後、高頻度療育が必要な児童が主体となります。家庭生活の安定を図ることに加え、質の向上として、通常集団生活で経験する行事等幅の広い経験が個別の配慮のもと保障される必要があります。今年度は、ラポールと連携し、年間プールプログラムに取り組むほか、児童が環境の変化に対応できるようになるために、季節行事や園外プログラム等通常の療育では経験できないプログラムを計画的に実施します。【拡充】
- 卒園児支援については、これまでの取組を継続して行うことに加え、相談部門と連携し、学校へ働きかけるなど、支援のつなぎの充実を図ります。【拡充】
- 利用児の増加や低年齢化に対応するサービスや、谷間のないサービスの提供に向けて、プレ通園に相当する低年齢児の居場所づくりと、保護者相談に応じる「広場にじ」を他部署と連携して実施します。【拡充】

### (ウ) 児童発達支援事業所「ぴーす新横浜」 (定員 48 人)

- 当事業所で 1 年間療育を受けた児童のうち、家庭や保育所・幼稚園での適応が相対的に良好な児童を対象に、就学支援に重点を置いた月 2 回の頻度による療育支援を実施します。【新規】
- 利用児の低年齢化に対応するため、他部署と連携し、知的発達に遅れのない 2 歳児を対象としたオリエンテーションプログラムを実施します。【拡充】

## エ 地域サービス

- 発達障害に関する相談申込みの低年齢化が進んでおり、親子の支援にはリハセンター内での専門療育に限らず、地域の様々な機関と連携した支援体制が必要です。そのため、子育て支援拠点での保護者支援や支援者支援等の連携を図ります。【新規】
- 両親が就労している世帯の増加により、毎年保育所数が増加し、巡回相談件数も増え続けています。また、当センターでも保育所の併行利用児が増えていることから、週 1 回の専門療育に加え、地域生活支援に重点を置いたプログラムを開始します。これに伴い、他部署と連携して巡回相談等の地域生活支援を実施します。【拡充】
- 地域の関係機関向けの支援について、セミナー開催や療育参観等、内容や担当窓口が多岐にわたっています。活用を促進するために、より分かりやすいパンフレットの作成等周知の方法を整備します。【拡充】

## (2) 中核センター機能

### ア 相談

- 障害の種別に関わらず、ライフステージを見据えた、きめ細かい相談支援体制を充実させます。精神発達系が対象となる学齢後期支援事業においても、タイムリーな相談面接を行うなど、相談支援を強化します。【拡充】

### イ 診療・訓練

- 運動発達障害児の学齢期に対して、精神的・身体的負担が大きくなる思春期以降の二次障害発生の実態把握を継続実施します。特に、精神的二次障害に着目し、その結果を踏まえて既存のプログラムの充実を図ります。また、保護者向けプログラムや教育機関向けセミナーの継続実施に加え、一般級在籍児の本人向けセミナーを自立支援部門と連携して実施します。【拡充】
- 運動障害や特殊な言語発達の障害により、言語理解に比べて発語が特に困難で、ことば以外の補助・代替コミュニケーション(AAC)を利用している児童の保護者支援を目的とした保護者教室を実施します。【拡充】
- 就学以降(1・2年生)に発見された聴覚障害児への補聴器フィッティングを、難聴通園卒園児のフォローアップ外来を機能拡充した「学齢難聴外来」で行い、難聴・言語通級指導教室へつなげます。【拡充】

### ウ 集団療育

#### (7) 児童発達支援(難聴) (定員 30人)

今年度は、5クラス、5グループ、42人で開始します。難聴児については、早期での療育の必要が高いため、年度途中でも随時入園を受け入れる体制を取っています。

- 新生児聴覚スクリーニング検査の普及や人工内耳の増加に伴う対象児の増加、ニーズの多様化に対応するため、難聴児療育の再構築に向けた検討を行います。【新規】
- 聴覚障害児者に対する、ライフステージに沿った支援を拡大する一環として、卒園児とその保護者を対象とした聴覚障害に関する講座等を充実させます。【拡充】

### エ 地域サービス／企画開発研究

- 発達障害児の在宅生活継続に向け、リハセンターの総合機能を活用し、地域療育センター、区福祉保健センターと連携して、環境調整を中心とした支援の強化を行います。【拡充】

### オ 学齢後期支援事業

- 学齢後期における発達障害の多様な支援ニーズに対応し、思春期心性を踏まえた発達支援・家族支援サービス等の充実努めます。【拡充】
- 相談支援については、タイムリーな相談面接を設定するなど、相談体制の充実に努めます。【拡充】